

ご本人の確認について

お客さまが口座の開設、大口の現金取引などを行う際には、お客さまの本人確認を行うことが法律により、平成15年1月6日から義務化されております。

さらに平成19年1月4日から同法令の改正に伴いまして、あらたに10万円を超える現金の振込みにもお客さまの本人確認をさせていただくことになりました。

ご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

1. ご本人の確認が必要な取引

- 口座開設、貸金庫、保護預りなどの取引を開始される時
- 新規に共済に加入される時、共済契約による年金・満期共済金・解約返戻金のお支払いの時
- 200万円を超える大口の現金・小切手などでのお取引をされる時
- 10万円を超える現金の振込をされる時

※これらのお取引以外にもご本人の確認をさせていただくことがあります。

2. ご本人の確認

【お客さまが個人の場合】

氏名、住所および生年月日

(注) ご本人さま以外の方が来店された場合は、その来店された方につきましてもご本人の確認をさせていただきます。

【お客さまが法人の場合】

当該法人の名称および本店または主たる事務所の所在地

当該法人の代表者などご来店された方の氏名、住所および生年月日

3. ご本人および法人の代表者などご来店された方の確認方法ならびに提示していただく書類

【個人の場合】

(本人確認書類は、氏名・住所および生年月日の記載があるものに限りです。)

1. 次の本人確認書類の場合には、窓口で原本を提示していただくことによって直接ご本人の本人確認を行いません。
 - A) 運転免許証
 - B) 旅券 (パスポート)

- C) 住民基本台帳カード（写真付き）
 - D) 各種年金手帳
 - E) 各種福祉手帳
 - F) 各種健康保険証
 - G) 運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書など（外国人登録証明書は在留資格により、一定期間、在留カード、特別永住者証明とみなされます。）
 - H) お取引の際にご使用になられた印鑑の印鑑証明書 など
2. 次の本人確認書類の場合には、窓口で原本を提示していただくとともに、当該取引にかかる書類などをお客さまに郵送し、到着したことを確認することによってご本人の本人確認を行ないます。
- A) 住民票の写
 - B) 住民票の記載事項証明書
 - C) 印鑑登録証明書
 - D) 戸籍謄本、抄本（戸籍の附票の写が添付されているもの）

【法人の場合】

- 1. 登記事項証明書（登記簿謄本または抄本）
- 2. 印鑑登録証明書 など

※初めて当 J A とお取引をされるお客さまが 200 万円を超える現金の受入または払出しに係る取引および 10 万円を超える現金の振込をされる際や、新規に共済に加入される際などは、運転免許証など、窓口で直接ご本人の確認がとれる本人確認書類を提示してください。

※本人確認にあたって郵送による到着確認がとれない場合には、お取引を停止することもあります。

※本人確認書類などをコピーさせていただくことがあります。